

京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の見直し概要について

1 国の動向

平成25年9月5日 原子力災害対策指針の改正

- 加圧水型軽水炉、沸騰水型軽水炉等原子炉の区分に応じて、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態を判断する原子炉等の状態を示す基準（EAL）を詳細に設定
 - 原子力事業者は、指針に示されたEALの枠組みに基づいて、原子炉の特性及び立地状況に応じたEALを検討の上、原子力事業者防災業務計画に反映
- ※ 平成25年12月19日に関西電力株式会社が高浜及び大飯発電所原子力事業者防災業務計画を改定

2 府地域防災計画の修正

(1) 原子力防災体制の整備

EALに定める各事態において、府がとる防災体制に係る規定を整備

事態	事態の主な内容	体制	実施内容
情報収集事態	高浜町・おおい町で震度5弱又は5強	原子力災害関係課連絡会議 (座長：防災監)	情報の収集 連絡体制の確立
警戒事態 (EAL1)	福井県で震度6弱以上 交流電源が1系統のみになった場合 原子炉冷却剤の漏えい	原子力災害警戒本部（本部長：知事） ※府内で震度6弱以上を観測した場合は災害対策本部	PAZ内要配慮者避難準備
施設敷地緊急事態 (EAL2)	敷地境界付近で5 μ Sv/h 交流電源停止（30分以上） 蒸気発生器への給水機能喪失	原子力災害対策本部（本部長：知事）	PAZ内要配慮者避難 PAZ内住民等の避難準備
全面緊急事態 (EAL3)	敷地境界付近で500 μ Sv/h 原子炉制御室の機能喪失 非常用直流電源停止（5分以上）		PAZ内住民避難 UPZ内の防護措置の準備

(2) 要配慮者避難対策

- ア 府、市町村、医療・福祉関係団体で構成し、原子力災害時におけるUPZ圏内の病院入院患者、社会福祉施設入所者、在宅重度要配慮者の受入調整を行う「京都府災害時要配慮者避難支援センター」に係る規定を整備
- イ 原子力災害対策施設整備費補助金で放射線防護工事を実施した施設について、施設周辺の要配慮者の避難施設として活用することを記載
- 平成25年度完了施設

施設名	施設種別	所在地	整備内容
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2	○ 空気清浄機 ○ 非常用電源装置 ○ サッシの取替 ○ 出入口の二重扉 など
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3	
やすらぎ苑	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地	

(3) 緊急時モニタリング計画

事象	実施内容
情報収集事態	固定観測局稼働状況を確認
警戒事態 (EAL1)	保健環境研究所に府モニタリング本部設置
	中丹保健所、南丹保健所に現地モニタリング拠点設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定観測局の監視強化 ・ 可搬型モニタリングポストによる測定 ・ モニタリングカーによる測定
	国の緊急時モニタリングセンター (EMC) 設置準備、職員派遣準備
施設敷地緊急事態 (EAL2)	EMCによる初期モニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定観測局の監視強化 ・ UPZを中心に可搬型モニタリングポストの配置を見直し ・ モニタリングカーによる測定を広域 (UPZ中心) に拡大
全面緊急事態 (EAL3)	EMCによる初期モニタリング <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設敷地緊急事態の初期モニタリング継続 ・ 大気中の放射性ヨウ素濃度を測定 ・ UPZ外で0.5μSv/h (飲食物スクリーニング基準) を超えるおそれがある場合はモニタリング範囲を拡大

原子力災害対策指針の策定経過等について

1 原子力災害対策指針の策定経過及び府地域防災計画への反映

原子力災害対策指針の策定経過	府地域防災計画への反映
<p>H24.10.31 原子力災害対策指針策定 → これまでの原子力防災対策の抜本的な見直し</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策に係る基本的事項（指針の位置付け、放射線被ばくの防護措置の考え方） P A Z、U P Zの導入 情報提供、教育・訓練等の事前準備 広域避難計画の策定 	<p>H23.5.20 防災会議において暫定計画策定（UPZ20km、モニタリングポスト7→31（H25.3）初期被ばく医療機関5→16）</p> <p>H24.3.16 防災会議地域防災の見直し部会</p> <p>H24.3.23 防災会議においてP A Z5km、U P Z30kmとする暫定計画修正</p> <p>H24.12.27 防災会議地域防災の見直し部会</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針及びMACCS2の予測結果を踏まえ、100mSvを超える被ばくをさせないということを前提にP A Z・U P Zを設定すべき。 <p>H25.2.1 防災会議において府地域防災計画修正</p> <p>【主な修正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高浜発電所 P A Z 5km、U P Z 30km、大飯発電所 U P Z 32.5km 広域避難対策について、西方面と南方面の避難先や学校施設の制限等の考え方を定める。
<p>H25.2.27 原子力災害対策指針第1次改定</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時における判断及び防護措置実施基準（E A L・O I L）の設定 被ばく医療体制の整備（P A Z内住民への安定ヨウ素剤配布、スクリーニング実施体制等） 	<p>H25.3.12 防災会議地域防災の見直し部会</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな防護措置基準は、日数・時間を定め、できるだけ被ばくを低減しようとする考え方であり、合理的である。 適切な避難判断ができるよう、平常時からモニタリングをしっかりと実施すること。 <p>H25.7.23 府地域防災計画修正</p>
<p>H25.4.10 原子力災害対策指針第2次改定</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング等の在り方 安定ヨウ素剤の配布・服用 	<p>H25.6.5 防災会議地域防災の見直し部会</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時には、測定項目と測定地点数が増えるので、面的な機動性のある体制の整備と訓練が重要 安定ヨウ素剤は服用方法を誤ると副作用を起こす可能性があるため、住民に対して事前に安定ヨウ素剤の副作用・注意事項の情報を十分知らせておくべき <p>H25.7.23 府地域防災計画修正</p>
<p>H25.9.5 原子力災害対策指針第3次改定</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> E A Lを詳細に設定 	<p>H26.4.14 防災会議地域防災の見直し部会</p>

2 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

- 原子力災害事前対策の在り方（プルームの影響を考慮したP P Aの導入等）
- 緊急被ばく医療の在り方（プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準等）
- 地域住民との情報共有等の在り方
- 緊急時モニタリング（中期モニタリング・復旧期モニタリング）の在り方
- 実用発電用原子炉以外のオフサイトセンターの在り方
- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応

京都府災害時要配慮者避難支援センターについて

1 目的

原子力災害をはじめとした、市町村域や府県域を越える大規模・広域災害発災時における病院等の入院患者や社会福祉施設の入所者、在宅要配慮者等の災害時要配慮者の避難・受入調整、他府県発災時の応援態勢等について、医療・福祉・行政関係者により調整。

2 設立 平成25年3月28日

3 組織

(1) 構成団体・構成員

- | | | |
|------|--|---|
| 医療関係 | <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都府医師会 | <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都私立病院協会 |
| | <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都精神科病院協会 | <input type="checkbox"/> 京都府病院協会 |
| | <input type="checkbox"/> 公益社団法人京都府看護協会 | <input type="checkbox"/> 京都透析医会 |

- | | |
|------|--|
| 福祉関係 | <input type="checkbox"/> 社会福祉法人京都府社会福祉協議会 |
| | <input type="checkbox"/> 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 |
| | <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都府老人福祉施設協議会 |
| | <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会 |
| | <input type="checkbox"/> 一般社団法人京都府介護老人保健施設協会 |
| | <input type="checkbox"/> 京都府ホームヘルパー連絡協議会 |
| | <input type="checkbox"/> 社団法人京都府介護支援専門員会 |
| | <input type="checkbox"/> 京都府障害厚生施設協議会 |
| | <input type="checkbox"/> 京都知的障害者福祉施設協議会 |

- | | | | | | |
|------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 行政関係 | <input type="checkbox"/> 京都府 | <input type="checkbox"/> 京都市 | <input type="checkbox"/> 福知山市 | <input type="checkbox"/> 舞鶴市 | <input type="checkbox"/> 綾部市 |
| | <input type="checkbox"/> 宮津市 | <input type="checkbox"/> 南丹市 | <input type="checkbox"/> 京丹波町 | <input type="checkbox"/> 伊根町 | |

(2) センター長 京都府健康福祉部長

4 検討課題・協議事項

平成25年度は、原子力災害時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者の広域避難に係る以下の検討課題について協議を行った。

- (1) 要避難施設等の実情把握及び受入可能人数等の分析
- (2) 避難・受入要請の連絡・調整ルートの確立
- (3) 避難・受入調整のルールづくり
- (4) 災害時派遣福祉職員の育成及びルールづくり
- (5) その他避難支援等に関し必要な事項

UPZ圏域内の災害時要配慮者に係る 受入施設（案）

1 医療施設関係

(1) 基本的な考え方

- 避難先は京都市以南の病院（空床）
- 避難は各病棟単位
- 避難時は、患者に医療スタッフが同伴 など

(2) 受入施設（案）

避難元施設		入院患者数	避難先地域（病院数）	
舞鶴市	病院（一般・療養病床）	約 800	京都市内	17
			亀岡市内	1
	有床診療所	約 40	京都市内	1
	精神科病床	約 350	福知山市以南	14
宮津市	病院（一般・療養）	約 60	京都市内	1
計		約1,250	34病院	

※ 入院患者数は様態別調査（H25.6.1 現在）をもとに推計

2 在宅関係

(1) 基本的な考え方

- 医療的ケアが必要な者は病院（空床）
- 同種の施設への避難を基本
- 移動距離をできるだけ短く（京都市以北でマッチング）
- 移動時はできるだけ在宅家族が付き添う など

(2) 受入施設（案）

避難元市町	人数	避難先地域（施設数）				計	
		京都市	南丹	中丹	丹後		
舞鶴市	約 840	21	12	5	4	42	
綾部市	約 250	16	1	5		22	
宮津市	約 400	2	4	11	16	33	
伊根町	約 10		1		3	4	
合計	高齢者	約1,060	25	11	15	13	64
	障害者	約 210	7	4	5	8	24
	医療ケア(要)	約 230	7	3	1	2	13
	計	約1,500	延べ13病院、88施設				101

3 福祉施設関係

(1) 基本的な考え方

- 医療的ケアが必要な者は病院（空床）
- 同種の施設への避難を基本
- 移動距離をできるだけ短く
- 移動時はできるだけ施設スタッフが付き添う など

(2) 受入施設（案）

避難元施設	入所者数	避難先地域（施設数）							計	
		京都市	乙訓	山城北	山城南	南丹	中丹	丹後		
舞鶴市	約1,270	67	8	6		10	12	1	104	
綾部市	約210	1		11					12	
宮津市	約500	22					7	5	34	
南丹市	約200	5	2	2		8			17	
京丹波町	約70			2		2			4	
伊根町	約40	1					1	5	7	
合計	高齢者	約1,640	77	9	16		11	13	9	135
	障害者	約330	4		2		8	7	1	22
	児童	約130	7				1		1	9
	医療ケア(要)	約190	8	1	3					12
計	約2,290	延べ12病院、166施設							178	

病院等入院患者に係る避難先病院との受入に関する 基本的な考え方(案)

1 避難の方針 (H25. 8. 30 幹事会での了承)

- 避難先は、京都市以南の病院の空床を利用する。
- 避難は、各病棟単位で行う。
- 避難時は、患者に医療スタッフが同伴する。
- 精神科病床に入院中の患者は、急性期と慢性期に分け、精神科病床を有する病院で受入れる。
- 重篤な患者（ICU等入院患者）は、機器等が整った救命救急センター等で受入れる。
- 避難先には、初期被ばく医療機関、災害拠点病院、特定機能病院は除外する。

2 マッチングに係る事項

- ▶ 療養病床は稼働率が高く、空床が少ないことから、療養病床に入院中の患者についても、一般病床の空床を利用する。
- ▶ 複数の病棟を有する病院で1箇所の受入病院では対応できない場合は、効率的な避難・受入を行うため、地理的に近接している複数の病院を選択する（京都市内の2次病院群を参考）。
- ▶ 入院患者を円滑に引き継ぐため、開設者の同じ病院を優先する。
- ▶ 産科病棟を有している病院は、受入先病院でも対応可能な病院を選択する。
- ▶ 入院患者への透析を実施している病院は、入院透析が可能な病院を選択する。

受入施設(案)

【一般・療養病床】

要避難病院名	入院患者数 (※)	受入病院		受入可能数 (目安)	
		所在地	施設名		
舞鶴医療センター	約 240	右京区	宇多野病院	270	
		西京区	京都桂病院		
			三菱京都病院		
			洛西ニュータウン病院		
舞鶴共済病院	約 250	北区	社会保険京都病院	300	
		上京区	堀川病院		
			相馬病院		
			西陣病院		
舞鶴赤十字病院	約 180	中京区	洛和会丸太町病院	200	
		下京区	武田病院		
			木津屋橋武田病院		
舞鶴市民病院	約 50	下京区	総合病院京都南病院	60	
			新京都南病院		
岸本病院	約 40	西京区	シミズ病院	50	
			洛西シミズ病院		
舞鶴こども療育センター	約 30	北区	聖ヨゼフ医療福祉センター	30	
		亀岡市	花の木医療福祉センター		
宮津武田病院	約 60	伏見区	武田総合病院	80	
舞鶴自衛隊病院	約 10				
有床診療所	約 40	中京区	京都民医連中央病院	50	
					大西医院
					渡辺医院
					河崎内科
					坂根医院
					鳥井医院
					片山産婦人科
					おおえ乳腺クリニック
白鳥産婦人科					
合計				1,040	

【精神科病床】

要避難病院名	入院患者数 (※)	受入病院(●印は急性期対応病院)		受入可能数 (目安)
		所在地	施設名	
東舞鶴医誠会病院 舞鶴医療センター	約 250 約 100	北区	京都博愛会病院(●)	500
		左京区	北山病院(●)	
			第二北山病院(●)	
			いわくら病院(●)	
			川越病院(●)	
		山科区	京都東山サナトリウム	
		右京区	双岡病院	
		伏見区	醍醐病院(●)	
		長岡京市	長岡病院(●)	
			西山病院(●)	
		宇治市	宇治おうばく病院(●)	
		城陽市	城南病院	
		京田辺市	田辺病院	
		福知山市	もみじヶ丘病院(●)	
合計				500

※ 入院患者数は、平成25年6月1日現在の様態別調査結果をもとに推計したもの

福祉施設入所者・在宅重度要配慮者の避難受入れに係る基本的な考え方

要配慮者は、生活環境の変化により体調の悪化をまねくおそれが大きいいため、やむを得ず広域避難をする場合であっても、できるだけ避難に伴う心身の負担を軽減できるよう配慮する。

〔受入施設の選定方法〕

- 1 在宅重度要配慮者は、発災後直ちに避難する必要があり、家族の付き添いが困難となる場合も想定されるため、在宅重度要配慮者、福祉施設入所者の順により、できるだけ近くの避難先から選定する。
- 2 医療的ケアが必要な者は、できるだけ近くの病院へ避難する。
- 3 医療的ケアが必要でないものについては、現在の生活環境をできるだけ変えないような福祉施設等で受け入れることとし、次のとおりとする。

【在宅重度要配慮者】

原則として、高齢者はケアを行うスタッフと設備が整っている特養へ、障害者は障害の種別に応じた福祉施設へそれぞれ避難する。

ただし、受入施設の数不足の場合は、できるだけ同等のサービスが受けられ、かつ、他の入所者への影響が少ないと思われる他の種別の福祉施設へ避難することとする。

- ▶ 高齢者 → 特別養護老人ホーム、老人保健施設
- ▶ 障害者 → 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所

【福祉施設入所者】

- ① 原則として同種の福祉施設へ避難する。

- ▶ 特別養護老人ホーム → 特別養護老人ホーム
- ▶ 老人保健施設 → 老人保健施設
- ▶ 養護老人ホーム → 養護老人ホーム
- ▶ 軽費老人ホーム → 軽費老人ホーム
- ▶ 障害者支援施設 → 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所
- ▶ 児童養護施設等 → 児童養護施設等

- ② 同種の福祉施設だけでは受入施設の数不足の場合は、できるだけ同等のサービスが受けられ、かつ、他の入所者への影響が少ないと思われる他の種別の福祉施設へ避難する。

- ▶ 特別養護老人ホーム → 老人保健施設、病院
- ▶ 軽費老人ホーム → 老人保健施設、養護老人ホーム、病院など

- ③ 他の種別の福祉施設を含めても受入施設の数不足の場合は、入所者の状況を考慮して、旅館、ホテル等の活用を検討する。

〔留意事項〕

- 在宅重度要配慮者のうち、市町内避難が可能な市町については、各市町ごとの避難計画に基づき避難することとし、広域避難の対象とはしない。(京都市、福知山市、南丹市、京丹波町)
- 受入施設への移動は長時間となることが想定され、避難者の心身の安定を図る必要があることから、できるだけ避難元施設のスタッフや家族が避難者に付き添うものとする。
- 受入施設については、各市町村の避難計画で福祉避難所等として位置付けられていることが想定されるため、事前に各市町村との調整が必要。

福祉施設入所者・在宅重度要配慮者の広域避難先

○在宅重度要配慮者

市町名	UPZ圏内 在宅者数	避難受入施設(受入可能数(目安))															合計	
		病院							福祉施設									
		丹後	中丹	南丹	京都市	乙訓	山城北	計	丹後	中丹	南丹	京都市	乙訓	山城北	山城南	計		
舞鶴市	840				115			115	10	140	210	365				725	840	
綾部市	250				40			40		70	5	145				220	260	
宮津市	400	5	10	65	5			85	140	175	5	15				335	420	
伊根町	10	5						5	10		5					15	20	
合計	高齢者	1,230	5	5	65	105			180	125	330	205	405				1,065	1,245
	障害者	270	5	5	0	55			65	35	55	20	120				230	295
	計	1,500	10	10	65	160			245	160	385	225	525				1,295	1,540

※京都市、福知山市、南丹市及び京丹波町の在宅者はそれぞれの市町内で避難

○社会福祉施設入所者

市町村	UPZ圏内 入所者数	避難受入施設(受入可能数(目安))															合計	
		病院							福祉施設									
		丹後	中丹	南丹	京都市	乙訓	山城北	計	丹後	中丹	南丹	京都市	乙訓	山城北	山城南	計		
舞鶴市	1,270				105	25		130	5	200	125	700	80	45		1,155	1,285	
綾部市	210							15	15			30		170		200	215	
宮津市	500				25			25	90	80		310				480	505	
南丹市	200							20	20		85	75	15	5		180	200	
京丹波町	70							10	10		15			50		65	75	
伊根町	40				5			5	35	10						45	50	
合計	高齢者	1,820				135	15	45	195	100	175	120	940	95	220		1,650	1,845
	障害者	340					10		10	25	115	90	60		50		340	350
	児童	130							0	5		15	115				135	135
	計	2,290	0	0	0	135	25	45	205	130	290	225	1,115	95	270	0	2,125	2,330

※福祉施設へ避難する者は、原則として同一種別の福祉施設で受け入れる。ただし、情緒障害児短期治療施設の入所者は児童養護施設で受け入れる。

※障害者は、身体、知的、精神の各種別ごとに受入可能な施設へ振り分けている。

原子力災害対策施設整備事業について

1 趣 旨

緊急時に即時避難が困難な要援護者や住民等を安全に避難させるため、特に半島地域において、要援護者施設等に放射線防護機能を付加し、一時的な屋内退避施設を確保する。

2 補助対象事業

- 空気清浄機の設置
- 非常用電源装置（自家用発動発電機）の設置等
- 窓や扉の気密性向上（サッシの取り替え、出入口の二重扉等）

の工事

3 平成25年度事業完了施設

舞鶴市内の 3 社会福祉施設

- こひつじの苑舞鶴（運営主体：社会福祉法人 京都太陽の園）
- みずなぎ鹿原学園（運営主体：社会福祉法人 みずなぎ学園）
- やすらぎ苑（運営主体：社会福祉法人 大樹会）



京都府緊急時モニタリング計画案の概要について

1 緊急時モニタリング計画

原子力規制委員会の統括の下、関係機関と連携し迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施するための行動計画であり、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、防護措置の実施の判断材料及び放射線の影響の評価材料を提供する。

[府地域防災計画（原子力災害対策編）第7章 緊急事態応急体制の整備で規定]

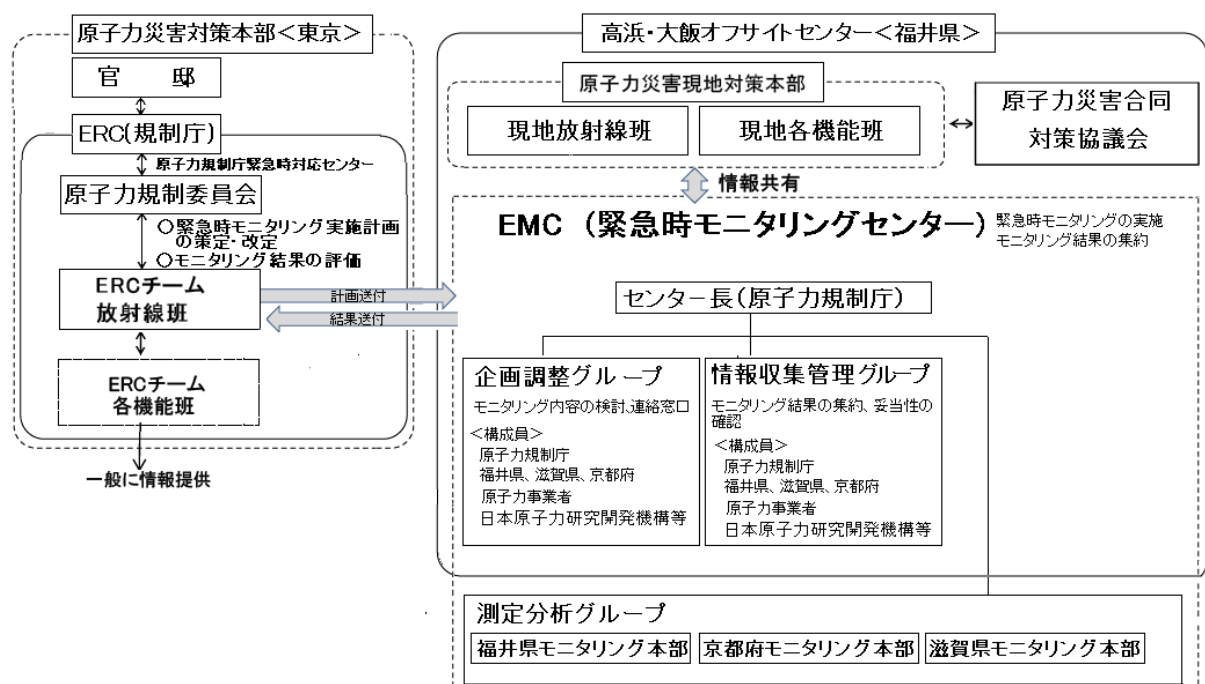
2 経過

平成25年7月	規制庁、4府県による「緊急時モニタリング等の実施に関する検討チーム」で検討を開始
平成25年9月	「原子力災害対策指針」全部改正
平成26年1月	「原子力災害対策指針補足参考資料」策定
平成26年3月	「緊急時モニタリング計画の作成要領案」策定
平成26年3月	専門家から意見聴取（高浜発電所及び大飯発電所に関する環境測定技術検討委員会）

3 計画の概要（従前の計画からの刷新点）

- (1) 国（原子力規制委員会）の統括、指揮の下、関係機関が連携し実施。
- (2) O I L 1 や O I L 2 など、避難等の防護措置の実施の判断基準に必要なモニタリングを優先
- (3) 「警戒事態」等の緊急時活動レベル（^{イー・エー・エル}E A L）を導入し、放出前から緊急時モニタリングを開始

4 高浜・大飯サイトの緊急時モニタリング実施体制（全体）



5 計画案の記載内容

第1	目的	規制委員会の統括の下、迅速・効率的に実施し防護措置の判断材料の提供
第2	基本的事項	施設敷地緊急事態で緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置
第3	緊急時モニタリング体制	EMCは規制庁、福井県、滋賀県、府等で構成
第4	緊急時モニタリング体制の整備	府は国の動員計画と調整して実施要領に動員計画を規定
第5	出動連絡	警戒事態で環境管理課長が召集、職員を福井県のEMCへ派遣
第6	緊急時モニタリングに対する協力要請	EMC長が航空機・海域モニタリングや関係府県外都道府県へ協力要請
第7	緊急時モニタリングの実施	警戒事態：府モニタリング本部設置 固定観測局の監視強化 可搬型ポストの設置、モニタリングカーによる走行サーベの実施 施設敷地緊急事態：府モニタリング本部はEMCの測定分析グループの一員としてモニタリングを実施 UPZ圏内の空間線量率の監視強化 全面緊急事態：緊急時モニタリング実施計画に基づくモニタリングを実施 広範囲な周辺環境における空間線量率及び放射性物質濃度のモニタリング
第8	EMCの運営等	EMCは、企画運営グループ、情報収集管理グループ、測定分析グループで構成
第9	緊急時モニタリング結果	測定結果は、EMCで妥当性を確認し原子力災害対策本部で評価
第10	モニタリング要員の被ばく管理等	要員の防護措置、管理基準の設定等被ばく管理方法を規定
第11	その他	中長期・復旧期モニタリングは、今後の検討結果を踏まえ改訂